

# 経済社会の I C T 化を踏まえた納税環境の変化等

**経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②**  
**(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成29年11月20日 政府税制調査会】**  
**(抜粋)**

**(2-2) 経済社会のICT化等を踏まえた所得把握のあり方**

経済社会のICT化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間(CtoC)や消費者・事業者間(CtoB)のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方(いわゆる「ギグエコノミー」)も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の1対1の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

まず、法定調書については、我が国においても、基本的に、一定の取引を行い、報酬を支払う「企業」が税務当局に提出する仕組みとされているが、「個人」が報酬を支払う場合には、基本的に提出義務がないことから、個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が困難であるという課題がある。他方、無数の個人に法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保する面から課題がある。

この点、主要国においては、同様の問題意識から、法定調書により、資金決済機関やインターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者への情報の提

出を求めるといった対応を行っている国があることが確認された。(詳細は下記の参考2を参照)

また、税務当局が必要に応じて第三者に対し不特定の納税者に係る情報の提供を要請する仕組みについても、従前からこうした制度が存在していた国があるほか、近年、インターネット取引に関連する課税漏れの増加等に対応するため制度整備を行った国もあることが確認された。(詳細は下記の参考3を参照)

こうした情報提供要請権限については、機動的な情報収集を可能としつつ権限行使の適正性を担保するための枠組みをどうするかが課題となるが、今後も変化・多様化し続けるデジタルエコノミーの取引形態に関して柔軟に情報収集を行うためには有効なツールと考えられる。また、国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要となっているが、不特定の納税者に関する情報提供要請権限が導入された場合、そうした課題に対しても有用となる可能性がある。

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

(参考2) 主要国における取組 (法定調書)

- ・ アメリカでは、銀行等の決済機関及び第三者決済機関が、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。
- ・ フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。

(参考3) 主要国における取組 (情報提供要請権限)

- ・ フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
- ・ イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
- ・ ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
- ・ アメリカやカナダでは、従前から、一定の手続的統制の下で、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みが存在している。

<シェアリングエコノミー全般>

平成 28 年 11 月

内閣官房 IT 総合戦略室シェアリングエコノミー検討会議、  
中間報告書を公表

- ・ 中間報告書の一項目として、シェアリングエコノミー・モデルガイドライン\*を提示。
- \* 各業界が自主的なガイドライン等を策定する場合に盛り込むことが考えられる項目及び内容を示したもの。

平成 29 年 6 月

（一社）シェアリングエコノミー協会、  
「シェアリングエコノミー認証制度」を開始

- ・ 上記モデルガイドラインに沿って業界の自主ルールを策定するとともに、同ルールに適合したプラットフォーム事業者を認証（申請ベース）する仕組み<sup>（注1）</sup>。
- ・ 利用者の本人確認の実施が審査項目の一つ<sup>（注2）</sup>。

（注1）平成 30 年 9 月現在、20 事業者が認証を受けている。

（注2）当該認証を受けていないプラットフォーム事業者においても、自主的に本人確認を実施している例が複数ある。

（参考）平成 30 年 7 月

内閣府「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書」公表

→ シェアリングエコノミーの市場規模（生産額）について、  
4,700 億円～5,250 億円と試算。

<民泊>

平成 29 年 6 月 住宅宿泊事業法成立

平成 30 年 6 月 住宅宿泊事業法施行

- ・ 住宅宿泊事業者（民泊のホスト）について、都道府県知事への登録を義務化。
- ・ 住宅宿泊事業者の登録情報や実際の宿泊者数等はデータベース化。国税当局を含む関係行政機関で情報を共有。

## シェアリングエコノミーの類型

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋

### 3.1 国内シェアリング・エコノミー業界の概況

各分野のシェアリングについて、既存の産業分類との関連を踏まえ、業態を類型化。

分野	類型	事業内容	備考
スペース	民泊	個人の自宅や空家等住宅をシェアし宿泊者向けに貸し出し	
	その他不動産の賃貸	空き地やテナント等の空きスペース、シェアオフィス等のレンタル 駐車場のレンタル	※主にBtoC
	その他	広告スペースのシェア 土地のマッチング+アパート経営支援 遊休農地のシェア	
移動	ライドシェア	個人(家計)が行う旅客輸送サービスや相乗り(のマッチング)	※白タクは道路運送法上の規制対象。
	タクシー等のマッチング	法人(企業)や個人事業主が行う伝統的な旅客輸送サービス(のマッチング)	※タクシー配車等既存産業と同様。
	乗り物のシェア	個人(家計)が所有する自動車等の乗り物を貸し借りする。	※モノのシェアに該当。
	レンタカー等	法人(企業)等が自ら所有するものの賃貸サービス	※レンタカー等既存産業と同様。
モノ	モノのレンタル	服飾品や雑貨等を個人間で貸し借り 企業等の保有資産(服飾品、自動車、研究設備等)をレンタル	※主にC to C ※主にB to C
	中古品販売	中古品を売買	
	ハンドメイド品販売	個人のハンドメイド品を売買	
スキル・時間	オンラインマッチングサービス	家事サービスもしくは家政婦等(のマッチング) イラスト制作等、個人のスキルのフリーマーケット	※家事サービス等は既存産業と同様。 ※代行などの時間のシェアを含む。
	クラウドソーシング	企業等がインターネットを介して不特定多数の人々に案件の依頼を行う。	
カネ	寄付型	被災地・途上国等の個人・小規模事業等に対して、ウェブサイト上で寄付を募集する、等	
	購入型	購入者から前払いで集めた代金を元手に、製品の開発・生産等を行い、完成後の製品・サービス等を購入者に提供する等	
	投資型	プラットフォーム事業者を介して、 ・事業者が発行する株式を購入する(第一種少額電子募集取扱業) ・投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行う。(第二種少額電子募集取扱業) ・事業者に融資を行う(貸金業)	

## シェアリングエコノミーの市場規模

※内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成30年7月）より抜粋  
（赤枠は財務省にて付加）

### 4.3 シェアリング・エコノミーの生産額の試算（2016年）<sup>注1) 注2)</sup>

- 各分野ごとの生産額の規模を試算した上で、2.2で検討した3つの領域を踏まえつつ規模を整理。全体の生産額規模は約4,700億円～5,250億円程度。
- 「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」の規模は950億円～1,350億円程度。

シェアの分野	生産額規模（2016年）			総額
	「①SNAの生産の境界外となるもの」	「②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるもの」	「③SNAの生産の境界内であって、現状捕捉されていると考えられるもの」	
	中古品販売 CtoCの金融取引等	CtoCの実物取引等	仲介手数料、 持ち家帰属家賃（民泊分）等	
スペース	—	700億円～1,000億円程度	700億円～800億円程度	1,400億円～1,800億円程度
モノ	2,700億円～2,750億円程度 <sup>注3)</sup>	150億円程度	100億円～150億円程度	3,000億円程度
スキル・時間	—	100億円～200億円程度	50億円程度	150億円～250億円程度
カネ	— (550億円～600億円程度 <sup>注4)</sup> )	—	150億円～200億円程度	150億円～200億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 <sup>注4)</sup> )
合計	2,700億円～2,750億円程度 (+カネのシェア550億円～600億円 <sup>注4)</sup> )	950億円～1,350億円程度	1,000億円～1,200億円程度	4,700億円～5,250億円程度 (+カネのシェア①が550億円～600億円程度 <sup>注4)</sup> )

注1) 現時点で利用可能な情報を用い一定の前提に基づいて試算した結果であり、幅を持って見る必要がある。

注2) 移動のシェア（ライドシェア）については、道路運送法上の白タク規制などの規制を踏まえ、我が国における経済活動は極めて小規模と考えられるため、今回の推計からは除外した。

注3) モノ①の生産額規模は、総額の3,000億円程度から②及び③を差し引いている。

注4) カネのシェアのうちC to Cの資金の取引に関してはSNA上の生産に当たらず金融取引となるため、参考値とし、合計からも除外している。

## 仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化（主なもの）

### 平成 29 年 4 月 改正資金決済法\*の施行

- ・ 「仮想通貨」の定義を法定<sup>(注1)</sup> \* 資金決済に関する法律
- ・ 仮想通貨交換業者に対する登録制を導入（平成 29 年 9 月、初回 11 社が登録）
- ・ 仮想通貨交換業者に対し、  
①口座開設時における顧客の本人確認（犯罪収益移転防止法改正）、②顧客への取引情報の提供<sup>(注2)</sup> 等を義務付け。

### 平成 29 年 7 月 改正消費税法施行令の施行

- ・ 仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入（平成 29 年度税制改正）。

### 平成 29 年 12 月 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」公表

- ・ 仮想通貨取引による所得の計算方法について Q&A 形式で説明。

### 平成 30 年 2 ～ 3 月 平成 29 年分所得税等の確定申告

- ・ 仮想通貨取引を含む雑収入が 1 億円以上あった申告の件数は 3 3 1 件。

### 平成 30 年 国税庁「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」開催

- ・ 仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。

(注1) 資金決済法 2 条⑤ この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

(注2) 仮想通貨交換業者に関する内閣府令 17 条④ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量についての情報を提供しなければならない。

# 仮想通貨取引による所得の申告状況

※ 平成 30 年 5 月 国税庁報道発表資料（抜粋）

## 仮想通貨の課税

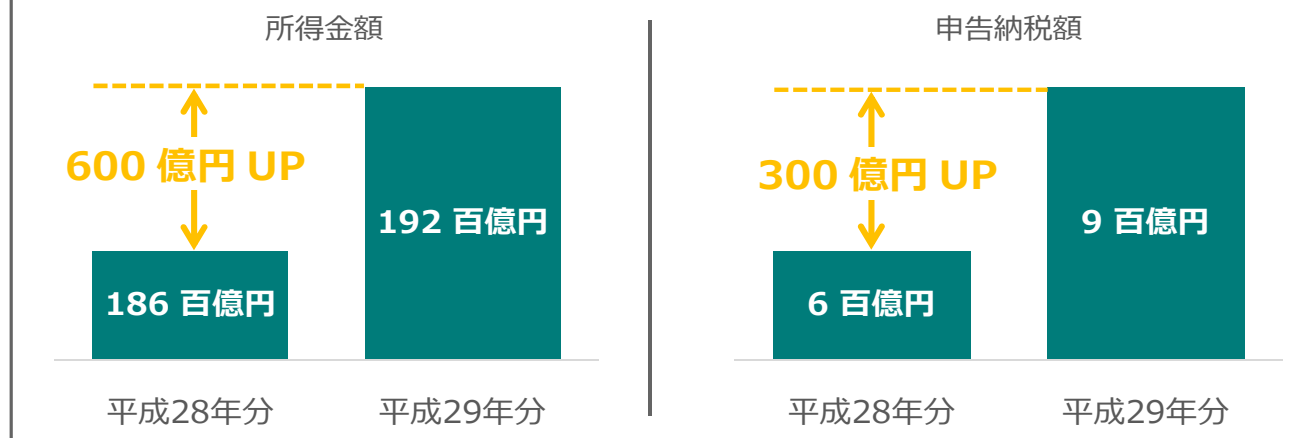
確定申告をした方で、公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上ある方のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は 331 人（速報値）でした。

また、申告納税額がある方で、主な所得が雑所得の方の所得金額及び申告納税額は、平成 28 年分に比して大幅に増加しました。

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が 1 億円以上の人数

平成 28 年分	平成 29 年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238 人	549 人	331 人

主な所得が雑所得の方の所得金額等



（注）仮想通貨取引による所得は、原則として「公的年金等以外の雑所得」に区分される。申告書上、「仮想通貨取引による所得か否か」は記載事項とはされていないため悉皆的な把握は不可能。上記「仮想通貨取引による収入があると判別できた方」の人数は、「所得の生ずる場所」欄に仮想通貨交換業者の名称が記載されていた申告の件数。



## 税務を取り巻く環境の変化（その他主な例）

### 国際的な租税回避への国民の関心の高まり

（背景等）

- ・ 近年、経済的取引の国際化が進展する中で、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開
- ・ B E P S（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）



富裕層や海外取引を行う企業による海外への資産隠し等に対する国民の関心の高まり



（主な対応策）

- ・ 国外送金等調書（平成 10 年～）、国外財産調書（平成 26 年～）財産債務調書（平成 28 年～）等の活用
- ・ 徴収共助制度の活用（平成 25 年～）、税務行政執行共助条約発効（平成 25 年～）
- ・ 国外転出時課税制度の創設（平成 27 年～）
- ・ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直し（平成 27 年～）
- ・ 共通報告基準（CRS）に基づく、非居住者の金融口座情報に係る税務当局間の自動的交換（平成 30 年～）
- ・ 国際課税関係の体制整備（定員確保等） ・ 国際取引等に対する積極的な調査（重点的な事務量配分）

（参考）各種調書の提出件数

- ・ 国外送金等調書：635 万枚（平成 28 年 7 月～29 年 6 月）、国外財産調書：9,102 件（平成 28 年分）財産債務調書：73,000 件（平成 28 年分）

### 金地金密輸事件の増加・巧妙化

- ・ 近年、消費税の脱税を目的とした金の密輸が急増。装飾品や部品に加工して隠匿するなど、手口も巧妙化。

（右図「金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移（平成 24～28 事務年度）」参照

出典：「ストップ金密輸」緊急対策（平成 29 年 11 月 財務省関税局）



- ・ 適正な譲渡所得課税を図る観点に加え、消費税の脱税行為の早期探知の観点から、金地金の売買取引にも目を配る必要。

（参考）「金地金等の譲渡の対価の支払調書」の提出件数：27,469 枚

（平成 28 年 7 月～29 年 6 月）

